

やなぎ総合法務事務所

相続・後見のプロフェッショナル
大阪無料相談所 相続相談おのりです
事務所：やなぎ総合法律事務所

通信3月号

発行：やなぎ総合法務事務所

やなぎ総合法務事務所から
旬の法律ニュースをお届け

TOPIC

「増税後の相続税調査 実態
事前にしておくこと」



このたび、皆さまお馴染みのSNSツール“LINE”で、弊所の専用 LINE@ ページを開設致しました。
ニュースレター・LINEを通じて、皆さまのお役に立てるような情報を随時発信してまいります。
内容に関するお問い合わせやご質問がありましたら、是非お問い合わせください。

やなぎ総合法務事務所 代表 柳本 良太 から皆さまへご挨拶



皆様、こんにちは！

花の便りが聞かれる頃となりましたが、引っ越し、卒業シーズン、一方で確定申告、企業では決算期を迎えられるところが多い時期となっております。

確定申告については、ご自身でされる方もおられるかと思いますが、今回は、相続税務の面から、特によくある“相続税調査・相続対策”をトピックに挙げて、ご紹介させていただきます。

増税後の相続税調査 実態について

相続税は、平成27年に基礎控除額引き下げと最高税率の引き上げが行われました。

平成30年12月12日に国税庁ホームページで「平成29年分の相続税の申告状況について」が公表されましたが、これによると改正前の申告件数と比較して、約2倍の方（全体の8.3%）が申告対象となり、相続税申告をされています。この増税後の相続に対する税務調査について、国税庁が初めて実績を公表しました。

増税後の調査では、文書照会で1万1198件実施され、前年度比24.5%増となっています。

改正前であれば対象でなかったであろう準富裕層の“現金と預貯金の申告漏れ”が発覚し、悪質な税逃れと認定され、重加算税を含む、何千万円もの追徴課税が課されているケースもあります。

では、どこに気を付けなければならないのか？

- ◆ 相続税の基礎控除額の範囲を超えるかもしれない**微妙なラインの財産**を相続する場合の申告漏れ多数
- ◆ 相続人が**相続財産の全てを把握しきれていない**ことにより相続財産の額を間違えて計算をしてしまう危険！
- ◆ 税務調査が実施されるのは、10件中3件、約3割。相続税の申告後、概ね3年以内に行われます
- ◆ **タンス預金**「現金で持っていればバレない」と思っているのは危険！
- ◆ **孫や子の名義で作った口座**で、被相続人の

管理下にある預金（いわゆる「**名義預金**」）も相続税の課税対象としなければならない

税務署は、さまざまな角度から申告書に漏れがないかを分析していますので、優秀な調査官に当たれば、もの見事に申告漏れが判明します

調査官にバレた！現金の隠し場所ランキング（国税庁公表資料より）

1位	自宅金庫	・被相続人宅母屋の居間にある金庫 ・相続人の自宅詳細机の引き出しの手提げ金庫
2位	貸金庫	・相続人名義の貸金庫
3位	押し入れ (クローゼット)	・被相続人宅居間の押し入れの中の座布団の間 ・相続人宅クローゼット内の衣装ケース
4位	寝室	・被相続人の自宅寝室 ・相続人（妻）の寝室の神棚
5位	納戸	・被相続人宅納戸の中

大增税後の相続税調査 実態 と 事前にしておくこと

国税当局の調査は、被相続人のみではなく、配偶者や子供、孫などの口座も照会対象となり、過去の金融機関の入出金履歴に行方不明や出所の不明な入出金、同族会社への貸付金の増減と亡くなった方の預金の動き、過去の収入から見て、金融資産や保険等の申告額との差等を確認します。亡なられた方の年齢、職業、先代からの相続の有無、投資経歴、過去の所得税や法人税の申告内容……等々、これまで蓄積されたノウハウをもって実地調査、書面照会、電話確認、来署依頼を行い、申告漏れを見つけます。

故意の申告漏れで悪質だと判断された場合は、過少申告加算税に換えて『重加算税』が課税されます。税率はなんと35%。加えて、加算税とは別に「延滞税」もあります。

相続税申告漏れにならないように、まずは**資産の棚卸**が先決です。

そして、第一に、節税よりも、まずは愛する家族・親族等に、いかにしてご自分の財産をいかに引き継ぐか?ということも重要です。

脱税ではなく、あくまで**“節税”**を考えていただきたいのですが、大切なのは**“事前に”** 対策を検討し、適宜実施することです。元気なうちに**遺言書を残す、また効果的な贈与を行い、節税を行う…様々な方法があります**

もし、遺言書がなく、遺産分割協議がまとまらない場合、相続税の軽減措置などの特例を受けることができませんが、こういった税負担のリスクも、可能な限り回避できるという意味でも、「遺言」を活用するメリットがあるかもしれません。

今月のお客様の声 ご紹介

東京都 お住まいのT様

この他にも、
多数のお声をお寄せ頂き、
誠に有難うございました。

関東にて、10月にお会いした際、何度も電話対応を私の納付額に
丁寧に説明いただき、その丁寧な対応を、色々と銀行と業に比べて、大変
契約終了後、今後の不安と正確にアドバイスをいただき、大変お世話に
なりました。また、お世話になりました。本当にありがとうございました。

皆様のお声を励みに、
大阪市中央区 お住まいのKさん

スタッフ一同、
日々精進して
まいります！

十二分お時間を割いて下さり、丁寧に親身に、今後の対応法と相続
選択を助けて下さり、

枚方市 お住まいのYさん

親切な対応をして頂き、本当に感謝しています。
対応が素晴らしく、お礼申し上げます。

次回TOPIC
テーマは
“遺産整理”
お楽しみに
に……

やなぎ総合法律事務所の家族信託・相続サポート
TEL : 0120-021-462 FAX:06-6643-8201

〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目10番1号 あべのベルタ 3009号

受付時間 平日 9:00~20:00 土日祝祭日 10:00~18:00

WEB予約 24時間受付中

Email support@yanagi-law.com

